

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項 : 第6条第1項
処 分 の 概 要 : 保管場所標章の交付
原権者(委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）、第5条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準 : 審査基準が法令の定め尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。
標準処理期間 : 第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、又は同項ただし書きの政令で定める通知を行ったときについては7日（行政庁の休日を含まない。）、第5条の規程による届出を受理したときは1日
申 請 先 : 申請は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課
問い合わせ先 : 交通部交通規制課規制総務係（電話059-222-0110）、警察署交通課
備 考 :